

第7回千葉海区漁業調整委員会 議事録

- 1 日 時 令和3年12月17日（金） 午後1時30分から
- 2 場 所 ホテルプラザ菜の花 4階 楨
- 3 出席者
- 委 員 石井 春人、鈴木 直一、清水 正夫、黒沼 吉弘、本田 直久
滝口 宜彦、江野澤 均、佐久間 國治、平島 孝一郎、佐藤 光男
松本 めい子、鈴木 正男、小栗山喜一郎、坂本 雅信、和田 一夫
- 専門委員 松下 平、齋藤 御津久、嶋津 圭一
- 水産課 篠原課長
鈴木漁業調整班長、鈴木主査、中川副主査
中川漁船漁業班長、篠原主査
- 漁業資源課 原副課長
山田資源管理班長、五味副主査
- 水産事務所 銚子：永野所長、原田課長
館山：小森所長、加藤課長
勝浦：信太所長
- 水産総合研究センター
梶山次長
- 事務局 石黒副技監、川合副主査

4 議事事項

- (1) 固定式刺し網漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）
- (2) 特定水産資源（さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）
- (3) 漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について（報告）
- (4) その他

5 審議経過

【石黒副技監】

定刻となりましたので、ただいまから第7回千葉海区漁業調整委員会を開会いたし

ます。

それでは、石井会長から挨拶を申し上げます。

【石井会長】

皆様には、年末の御多忙の中、第7回千葉海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

師走に入り、また一段と寒くなって参りました。皆様には、第22期の委員として、4月からこれまで、漁獲可能量の設定、各種漁業の制限措置や許可方針、漁業権の免許、委員会指示の発出などに係る諮問・協議、神奈川県海面への本県中型まき網漁業の入漁などの入会調整等、重要な案件につきまして、活発に御審議いただきましたことを改めてお礼申し上げます。

来る年が、それぞれの漁業において、円満な操業と水産資源の維持・増大が図られるよう御祈念いたしますとともに、時化の多い時期ですので、操業安全に十分御留意いただきたいと思います。

さて、前回委員会からの動きですが、全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議が昨年につき書面で開催され、また11月22日には太平洋広域漁業調整委員会がウェブで開催され、私が出席いたしました。結果は後ほど事務局から報告があります。

本日の議案は、固定式刺し網漁業の制限措置などと、さんまなどに関する漁獲可能量の当初配分案、漁業権漁業における資源管理の状況等についてです。いずれも重要案件ですので、委員の皆様方の慎重審議をお願いいたしまして御挨拶いたします。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

【石黒副技監】

ありがとうございました。

ここで、本日の委員の出席状況を御報告申し上げます。本日の会議には、委員定数15名全員の出席をいただいておりますので、成立していることを御報告申し上げます。

次に議長でございますが、委員会会議規程第3条の規定により石井会長をお願いいたします。

【石井会長】

それでは、議事を進行します。

まず本日の議事録署名人ですが、委員会会議規程第11条の規定により、私から指名します。本田委員と坂本委員にお願いいたします。

続いて議題に入ります。第1号議案「固定式刺し網漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」を上程いたします。

事務局から朗読願います。

【川合副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。どうぞ。

【中川班長】

説明概要：当該漁業の許可の有効期間が令和4年3月31日に満了することから、制限措置及び許可の有効期間を現行の許可方針の内容のとおり定めるとともに、許可又は起業の認可の申請期間を1か月間と定めるため、諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。何かございませんか。

【黒沼委員】

一つ確認で教えてください。表の7ページで先ほど漁獲成績一覧表の御説明をいただきました。この表だと3年間だと思いますが、漁獲量が全体的に1隻当たり4トン前後で安定していますというお話だったと思えます。確かに、5、6年見ると4.6トンから3.8トンぐらいなので、そのぐらいかなとは思いますが、1隻当たりの漁獲金額が、少し上下の幅はありますが、このところかなり下がってきていますよね。これはやはりコロナの影響が非常に大きかったのでしょうか。それとも何かほか要因があった

のかということをお教えください。もしある程度お分かりになるのであれば、令和3年度の先月ぐらいまでの数字が分かれば教えていただければと思います。

以上です。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【中川班長】

漁獲金額の減少につきましては、漁業者の聞き取りでは、コロナの影響によって単価が下落したということもお聞きしております。また、令和2年度については、特にヒラメの水揚げが悪かったということでお伺いしております。令和3年の状況ですが、今回諮問させていただくに当たりまして、聞き取りに行った際に、コロナの影響がまだ続いているということですので、令和2年度の単価の回復にはまだ時間がかかったのかなと感じております。

【石井会長】

よろしいですか。

【黒沼委員】

ありがとうございます。結構です。

【石井会長】

ほかに何か御質問等ございましたら。

ないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第1号議案「固定式刺し網漁業の制限措置、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び許可の有効期間について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手を願います。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第1号議案は原案どおり可決・決定します。

なお、第1号議案の内容は公示されますが、公示に当たり、県の法規担当課との調整により、字句等に軽微な修正が必要になった場合には、私に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

【石井会長】

ありがとうございます。異議なしとのことですので、そのように取り扱わせていただきます。

次に、第2号議案「特定水産資源（さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」を上程いたします。事務局から朗読願います。

【川合副主査】

（朗読）

【石井会長】

続いて、漁業資源課から説明をお願いいたします。

【山田班長】

説明概要：漁獲可能量によって管理している、さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群について、令和4管理年度の漁獲可能量の配分案を現行水準と定めるため、諮問するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見・御質問がございましたらお願いいたします。何かございませんか。

【本田委員】

ちょっと質問ですけれども、先ほど「若干」の説明のときに、今までどおりの許可隻数とか、そういう形でやるとおっしゃっていたのですけれども、例えばこれは県として許可隻数を増隻するときに、増隻したら当然漁獲量が増えるのですけれども、事前に水産庁の許可に対する協議とか了解が要るのか、そうではなくて、増えたら「若干」でなくなってしまう可能性があるのか、増やすかどうかについては県の判断でいいのだけれども、増やした後にTACの見直しが行われるかもしれないということなのか、どのように頭の整理をしたらいいのか、ちょっと教えてもらえませんか。

【石井会長】

資源課、お願いします。

【山田班長】

許可件数とか、当該漁業に従事する船につきましては、県で定めた資源管理方針の中に当該漁業の漁獲努力量の枠というものを定めておりまして、そこは、例えばサンマの資源管理方針の漁獲努力量の上限の定め方ですが、大型定置漁業では11統、小型定置漁業では130統と、実際に現在操業されていなくても、行使規則上、操業し得る数というものを入れておりまして、この数の範囲内であれば現行水準のままですということになるかと思えます。ほかの漁業につきましても、中型まき網漁業55隻、小型まき網漁業20隻というように、一定の余裕を持った隻数の中で努力量を設定しておりますので、さらにその上になるというときには、資源管理方針の変更の部分で水産庁に相談することにはなるかと思えますが、現状ではそこまでの努力量の増加はないものと考えております。 以上です。

【本田委員】

水産庁に当然その資源管理の方針とかを見直すときはやるのだけれども、そのときに、この「若干」が「若干」でなくなるのですか。それとも、それはまず結果を見てから変わっていくのかという質問です。

【山田班長】

すみません、「若干」は、現状の法律ですと現行水準ということになるのですけれども、現行水準の考え方自体は、まず数量維持されるのが国全体の漁獲の8割の県ということで、それにならない限りは現行水準のまま推移するということになります。

【本田委員】

つまり、まず許可を見直して、その結果、増えたら変わることがあり得るということですか。

【山田班長】

そうです。

【本田委員】

分かりました。

【石井会長】

よろしいですか。ほかに何か御質問はございませんか。

ほかに御質問がないようですので、質疑を終了し、採決に移りたいと思います。

第2号議案「特定水産資源（さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について（諮問）」の原案に賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

【石井会長】

挙手全員により、第2号議案は原案どおり可決・決定します。

次に、第3号議案「漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況等について（報告）」を上程いたします。

事務局から朗読をお願いいたします。

【川合副主査】

(朗読)

【石井会長】

続いて、水産課から説明をお願いいたします。どうぞ。

【鈴木班長】

説明概要：漁業法改正に伴い漁業権者が知事に報告することとなった、漁業権漁場における資源管理の状況や漁場の活用の状況等について、全ての漁場が適切かつ有効に活用されていると判断した旨を報告するもの。

【石井会長】

朗読と説明が終わりましたので、質疑に入ります。御意見・御質問等ございましたらお願いいたします。本田委員。

【本田委員】

報告19ページの一番上を例に取って質問したいのですが、一番上は市川市ですね。一番右に「適切かつ有効の判断」という欄があって、その中には行使が無い漁業、ここだとオゴノリ、カキの行使状況が×になっているので、このことだと思えますけれども、これについては、資源の低迷による自粛のため、合理的な理由に該当するというので、適切かつ有効だと判断されているわけです。ということは、ここに書いてある意味は、本来、漁業権を行使してオゴノリあるいはカキを獲るべきところを獲っていないのですが、それは資源の低迷によるものでやむを得ないので、有効的に活用していないとは言えないということを書いているのでしょうかという質問です。

【石井会長】

水産課。

【鈴木主査】

水産課漁業調整班の鈴木です。私から今御質問があったことについてお答えさせていただきます。

今、例のありました一番上、市川市漁協に、今、本田委員からあったように、オゴノリ、カキ、アサリ、シオフキ、エムシについては、この期間、漁業実態がなかったことになり、適切かつ有効の判断に「行使が無い漁業については、資源の低迷による自粛のため、合理的な理由に該当」ということを記載しています。今回のものは、個別の漁業について参考にこのような合理的な理由を付しておりますが、漁業権としては、モガイ、ハマグリ、バカガイ、ホンビノスガイ等で、漁場を相当期間利用していますので、そもそも適切かつ有効に活用していると判断されております。

ただ、そもそも共同漁業権というものは、地先で利用されている漁業を個別の方に許可して営ませるよりは、漁業権者の組合の中で個々の組合員に行使させることが合理的だろうということによってやっておりますので、ある意味、たった一個の漁業が利用されないということによって適切かつ有効でないという判断してしまいますと、そもそも成り立たないとなります。ここに書いてある合理的な理由というのは、我々としてもそういった個別の漁業が営まれていない理由を確認して、利用できるものであれば利用しているという思いも持って載せております。私からの説明は以上です。

【石井会長】

本田委員。

【本田委員】

もう少し端的にお答えいただきたいです。私の理解が正しいのか、間違っているのかだけでいいのですけれども。

【石井会長】

水産課から。

【鈴木班長】

水産課、鈴木です。今のお話にありましたとおり、市川市漁協、行使の状況で、

アサリ、シオフキ、エムシの行使の状況が×になっているけれども、この適切かつ有効の判断で○ということにしてありますが、これにつきましては、先ほど言ったとおり、モガイ、ハマグリ、バカガイ、ホンビノスガイ等、個別の漁業それぞれについて判断するのではなくて、全体として漁場が利用されていれば、適切かつ有効に判断されていると言うことができるということでございます。この判断の考え方については、水産庁にも確認しまして、問題ない旨、回答をいただいております。それによろしいでしょうか。

【鈴木主査】

すみません。大変失礼しました。私から端的にお答えいたします。今、本田委員から御質問のありました「適切かつ有効の判断」に書いてある考え方について、個別の漁業で見て、これも資源の低迷による自粛というのは合理的な理由に当たるので○かどうかということかと思いますが、一応今御指摘のあったとおりのことも含めて判断しております。考え方としては、本田委員のおっしゃったとおりという部分が入っております。

【石井会長】

よろしいですか。

黒沼委員、どうぞ。

【黒沼委員】

ありがとうございます。今の本田委員の質問に補足的に質問したいのですけれども、今回この形で報告というのを頂いて、非常にまとめるのは大変だったのではないかなと私は思っています。ただ、これで見直しをするという意味で非常に大切な作業だなと思っています。先ほどの資料2-1の「適切かつ有効」について、今焦点になった点ですけれども、そこについての質問です。「適切かつ有効」という言葉は非常に一般的な言い方ですけれども、その3番の2行目に「将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況」と言われているのですが、これは今御説明のあったような形の総合的に資源を有効に利用しているという判断なのか、それとも沿岸地域の漁場区域の中での漁業経営にとっての有効利用も含んだ考え方なのかとい

うことを教えてください。お願いします。

【石井会長】

水産課、どなたか。

【鈴木班長】

こちらにつきましては、漁業経営も含めての判断と考えております。

【石井会長】

黒沼委員、よろしいですか。

【黒沼委員】

よろしいですか、もう一つ。すみません。

【石井会長】

はい。

【黒沼委員】

そうすると、例えば今言われていたような市川市でもいいのですけれども、現在休漁中であるというものがいくつかあった場合に、その全体の中の経営が立ち行かなくなっている状態であれば、たとえ一つであっても、これは合理的ではないと判断することもあり得るということなのではないでしょうか。それを教えてください。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【鈴木主査】

たった一つでも成り立っていなければ「適切かつ有効」でないかといいますと、そういうことではないです。漁業権として見ておりますので、全体として利用していること、あと、当県の漁業の実態としては、沿岸漁業については共同漁業権のほか通常

の知事許可漁業等、また内湾ではのり養殖等、複合的に捉えておりますので、そういった点も勘案しながら総合的に判断しております。以上です。

【黒沼委員】

ありがとうございます。多分、この見直しというのは毎年になってしまうのですが、これは定められているので仕方がないといえれば仕方がないのですけれども、免許の期間ごとに何か単位でまとめてやるというほうが合理的なような気がするのですけれども、これはもう法律上こうなっているからしょうがないということなのでしょうかね。その点だけです。ありがとうございます。結構です。

【石井会長】

では、よろしいですね。

ほかに何か御質問等はございませんか。佐久間委員、どうぞ。

【佐久間委員】

漁業の名称とありますが、この中で載っていないもので獲るということ、例えば、はっきり言えば、うちの底びきでホンビノスガイを獲っている人がいるわけですね。生業としているのですが、うちの場合に、富津漁協にはホンビノスガイは載っていません。ということは、採捕しては駄目だということですか。教えてください。

【石井会長】

水産課、お願いします。

【鈴木班長】

水産課です。漁業の名称にホンビノスガイが載っていないから、獲ってはいけないということではございません。獲っても大丈夫です。

【佐久間委員】

ありがとうございます。

【石井会長】

よろしいですか。

【佐久間委員】

はい。

【石井会長】

ほかに何かございませんか。特になければ、議題を終了いたします。この議題は報告ですので、採決は行いません。

次に、議題（4）のその他ですが、皆様、何かありますか。課長、お願いします。

【篠原課長】

ただいまの漁業権の資源管理の状況についての報告ですけれども、法律が変わって、今回初めて報告させていただきました。報告の仕方については水産庁とも相談しながら報告させていただいたところですが、また今後も委員会に報告していくこととなりますので、もう少し皆さんに分かりやすいような報告とか説明の仕方を毎回いろいろ検討させていただきますので、委員の皆様にはそういうことで御了解いただきたいと思います。以上です。

【石井会長】

ほかにございませんか。ほかになければ、議題を全て終了します。

次に、会議次第5のその他ですが、皆様、何かありますか。嶋津さん。

【嶋津委員】

すみません。自分たちが操業しているはえ縄のことですけれども、ここ最近、銚子沖でクロマグロが結構見えていまして、銚子の人たちは漁獲が進んでしまって、自分たちの船団と銚子の人たちで取り決めてきた漁獲枠を結構超えてしまったということが、つい最近ありました。それで今回、漁獲枠が少し余っている自分たち房州の船団のほうから、県の留保枠を前渡しするような感じで、銚子の人たちに貸し出すという形を取らせてもらいました。

本来であればマグロ以外にカジキとかメバチが結構回遊して釣れるはずですが、今年に限ってはカジキの来遊はちょっと少なく、あとメバチもちょっと少ないような状況で、実際、銚子沖で操業している方もマグロ以外のほかの水揚げがほんの少しという状況ですよね。それで銚子の人たちに県の留保枠1.2トンを前渡ししましたが、若干のオーバーもあって、あと残り800kgぐらいしかないのです。ほかにカジキとかメバチが獲ればいいですが、はっきり言ってないので、銚子の人たちは、ほかに漁場を変える選択肢もないと思います。

この後、他県からの融通枠というのが多分来るとは思いますが、それも北のほうの県が漁期を終わってからでないとその融通が来ないような状況なので、今年は去年並みに来るかどうか、分からない状況です。来たら、それはそれでうれしいですが、来るとしたら2月、3月という時期になってしまいます。県内で自分たちの漁獲枠も若干ありますが、房州のほうでもまだ一匹もマグロを漁獲していない人もいますし、これ以上漁獲枠を銚子のほうに譲渡するのはちょっと厳しいような状況です。

そこで、県内に定置を抱えている地区の組合長さんたちもいると思いますが、大型魚の漁獲枠を貸していただくということはできないのでしょうか。もし貸していただけるのであれば、他県からの融通が来たときに、銚子地区はその頃になればマグロもちょっと低迷して、漁獲枠が定置のほうに戻せるのではないのかなと、そういうことも考えたりしています。本当に今マグロしか獲る魚が見えない状況なので、銚子の地区の人たちもちょっと厳しいので、それを考えると、そういうことをしていただけたら銚子の人たちも助かるのではないかなと思っております。

以上です。

【石井会長】

資源課、ちょっと現況を説明してやってください。

【山田班長】

今年の年度当初に嶋津委員から、県内の漁業間の融通というお話もありまして、実は資源課でも、今、国で、消化率メリットという、漁獲枠に対しての実績が8割まで積み上がった県には翌年度の配分を多くするという優遇措置もございますので、できるだけ定置、漁船漁業を含めて県内で実績を上げていく必要があるという中で、定置

はなかなか大型のほうが実績として上がってこないという過去5年の実績もございませぬので、実は11月から12月にかけて定置を持っていらっしゃる漁協さんを回らせていただいて、余った折には融通することができないでしょうかというお話もさせていただいております。ただ、公的な枠で分けられたものなので、海区漁業調整委員会に諮ってということが必要になります。

ただ、銚子と夷隅、安房の漁業者間であれば、自主的な管理の中で先渡しというのはできることではあると思いますので、そちらは定置からうまく頂けるのであれば、それを担保に先渡しをしていただいておりますという整理はできなくはないと思います。ただ、定置もクロマグロが入る可能性もなくはないので、そこは制度としてきっちり定置が積み上がったならば、逆に漁船のほうが余っていればお渡しするとかというところを整理して、できるだけ今期のうちにそういうことができるような形にはしたいと今考えております。以上です。

【嶋津委員】

すみませんけれども、そのようにやっていただくと、自分たちもちょっと助かるので、よろしく申し上げます。以上です。

【石井会長】

では、資源課は骨を折ってくださいね。よろしくお願ひいたします。

ほかに何かございませぬか。特になければ、水産課から報告をお願ひいたします。

【鈴木班長】

(茨城県海面漁業調整規則の改正について報告)

【石井会長】

ただいまの報告について、質問等がありましたらお願ひいたします。何かございませぬか。

特に質問がないようですので、次に、事務局から報告をお願ひいたします。

【川合副主査】

(全漁調連東日本ブロック協議会及び第36回広域漁業調整委員会の結果概要について報告)

【石井会長】

ただいまの報告について、質問等がございましたらお願いいたします。何かございませんか。黒沼委員。

【黒沼委員】

すみません、分かる範囲で教えていただきたいのですが、キンメダイの太平洋系群の資源評価に関して、石井会長のほうから大変有意義な質問をしていただいたと思いますが、水産庁の回答で、「漁業者の各県の取組状況も含めながら、今やっているところですよ」みたいな回答があったと思いますが、具体的に漁業者の取組をこの資源評価の中にどのように取り込んでいこうと考えているのかということ、もし何か分かったら教えていただければと思います。低位になっている状態で、ではどうするのかということになってしまうと思いますが、そのところを教えていただきたいと思います。

【川合副主査】

水産庁からの石井会長の発言に対する回答で、「各県と協力して資源を評価している」といった内容があった件についてということよろしいですか。

これについては、水産庁の事業の中で、各県が資源評価に関して調査等を実施しているという意味合いで水産庁の方は回答されていたかと思います。

【石井会長】

よろしいでしょうか。資源課、お願いします。

【山田班長】

資源管理班の山田です。実は、昨年12月に水産庁は千葉県の3か所を回って同様の話をしまして、1都3県に一括の資源評価というところで話が出ているのですが、うちの県では大きく分けて3地区、銚子沖、勝浦、それから布良瀬という

ことで、水産総合研究センターで個別に資源評価をしております。それぞれの地先で皆さん、過去からいろいろ資源管理に取り組まれて、結果が出ているということで、そちらの評価の中では、銚子沖で現在、高位・増加、勝浦沖で中位・増加、東京湾口は低位・減少ということですが、この資源評価を御自身たちが取り組んだ結果だという思いがございますので、私たちも国に対して、まずは地先ごとの評価を試みてくれないか、また改めて地先ごとの取組についてもこれまで何をしてきたかというのを各県で取りまとめていただけないでしょうかというお話を、今年に入って2回ほど水産庁にお邪魔しまして、漁業者の方の主張をお伝えしてきていると。まず個別の評価をしてもらうということと、もう一つは、これまで取り組んだ獲り控えの取組を数値化できないだろうかというところで、水産総合研究センターでは、針数をこれまでどれだけ減らしてきたかということで、本来であればここまで獲れていたのをここまで獲らずにやってきたのだというところを、数値化を目標にして計算の仕方を少し検討していますので、そちらについても水産庁に対しては提示して、まず十把一からげでやるのではなくて、今までの取組を評価してくださいよというところをお伝えしているところです。以上です。

【石井会長】

よろしいですか。

【黒沼委員】

ありがとうございます。今まさに言われたとおりで、地先ごとに違うと私も思いますので、ぜひその取組を進めていただいて、提言していただければと思います。よろしく申し上げます。

【石井会長】

太平洋北部部会の底びきは、漁獲努力量も数値化して、グラフにしていますよね。水産庁の管轄は一生懸命やっていて、1日1隻当たりの漁獲量を参考にしながら資源評価を出していく。こうできるのに、何でキンメではこれができないのかという思いがあります。ぜひ数値化していただきたい。よろしく申し上げます。いいですか。

【鈴木正男委員】

千葉県の方というのは、このところ、大体水揚げはまあまあずっと横並びよりちょっと下がっている程度ですけれども、静岡の方は7,844トン、多いときは獲れていたのに、去年は千葉県より少なくなりました。この前、県に来たときに、千葉県が全国で1番だよと。禁漁期間を設けているのは外房沖3か月だけですよ。そうすると、下田の方も60隻、地獄縄船がいたのに、今はもう6隻しかいなくなりましたと。平成30年まできんめ祭りをやれたけれども、もうキンメが揚がらなくなってしまうと、きんめ祭りもできないと。そのように、静岡県といったらキンメということだったけれども、駄目になってしまった県もあるわけですよ。そうすると、神奈川も、かつては3,000トンからキンメが揚がったのに、最近はしまいに夜キンメに行ってもなかなかキンメが出てこない。本当に千葉県の5分の1。行っても商売にならないから、キンメを専門に行く船は少なくなりましたと。

高知も、かつてキンメは千葉県よりいい年がありましたよね。2003年、2004年ぐらいは千葉県より獲れていたのですけれども、あそこは樽流しでやっていて、1回に60個ぐらい流します。それでやはり最近少なくなってしまうと、もうキンメが駄目だから、サンゴを取っていると言っています。

そうやって全国的にキンメが駄目になってしまったという中で、ではこれほどのような決め方をするのかと、その辺はどうですか。

【山田班長】

国は、さっきもお話ししたとおり、1都3県、広い範囲での評価をして、管理も一括だろうという言い方をしているのですけれども、先ほどもお話ししたとおり、地先ごとで取り組んでいるからまだ獲れているところと、淘汰されて隻数も減って水揚げもなくなったというところもありますから、国に今求めているのは、まず地先ごとの評価をしてください、比べてくださいということを行っています。できるだけ今までの取組で千葉県の漁業者の皆さんが同様の操業をできるように、国には今求めているところです。

【鈴木正男委員】

だから自分たちも、その都度というのですか、過去から漁獲が下がったなというと、

漁獲努力を下げているわけですよ、8時間も7時間にすると。平成12年ぐらいから今までカツオとかスルメイカというのは獲れていたのに、獲れなくなってしまって、結構その人たちがみんなキンメに参入して、その年からずっと漁獲は上がっています。そういうところで、これは全国でも外房沖より多いところはないのです。これはみんなが一生懸命やったらいなくなるよということで、そのときに時間を短くしています。だから、それなりに自分たちで資源管理をやっているので、もうちょっと国のキンメ担当者がこっちに来て、ここできちんと話し合うべきだと思いますけれども、その辺もよろしくをお願いします。

【石井会長】

いいですか、鈴木委員。また資源課のほうもよろしくをお願いします。

ほかに何か御質問等がございましたら。ございませんか。

御質問も出尽くしたようなので、会議次第5のその他を終了し、会議次第6の事務局連絡事項に移ります。

それでは、事務局からお願いいたします。

【川合副主査】

(連絡事項)

【石井会長】

それでは、これをもちまして第7回千葉海区漁業調整委員会を閉会します。皆様、お疲れさまでした。

午後3時5分 閉会